# 選 択 約 款 変 更 届 出 書

客営計　第40号
平成27年２月５日

経済産業大臣　宮　沢　洋　一　殿

広島市中区小町4番33号
中 国 電 力 株 式 会 社
取締役社長　苅 田 知 英

次のとおり選択約款を変更したので，電気事業法第19条第12項の規定により届け出ます。

| | |
|---|---|
| 変 更 の 内 容 | 別紙に記載のとおりであります。 |
| 実　施　期　日 | 平成27年４月１日 |

別　紙

# 電灯ピークシフトプラン

## （選　択　約　款）

中国電力株式会社

# Ⅰ　本　　則

## １　目　　的

この選択約款は，負荷の平準化を促進し，電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

## ２　選択約款の届出および変更

（１）　この選択約款は，電気事業法第19条第12項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。

（２）　当社は，この選択約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の選択約款によります。

（３）　当社は，電気供給約款（平成27年２月５日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には，この選択約款を変更いたします。

## ３　適 用 範 囲

供給約款の従量電灯の適用範囲に該当し，６（季節区分および時間帯区分）に定めるピーク時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要で，お客さまが１年を通じてこの選択約款の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

## ４　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

## 5　契 約 容 量

（1）　契約容量は，原則として供給約款の従量電灯Ｂに準じて定めます。

（2）　別表１（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合は，（１）にかかわらず，契約容量は，原則として，次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は，イによってえた値とし，それ以外の場合は，次の算式によって算定された値といたします。

イによってえた値＋ロによってえた値×0.1

イ　契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて，原則として従量電灯Ｂの契約容量決定方法に準じてえた値

ロ　契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

## 6　季節区分および時間帯区分

（1）　季節区分は，次のとおりといたします。

イ　夏　　季

毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。

ロ　その他季

毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。

（2）　時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　ピーク時間

夏季の毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。

ロ　オフピーク時間

毎日午前８時から午後11時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間を除きます。

ハ　夜間時間

ピーク時間およびオフピーク時間以外の時間をいいます。

## 7　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表４（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，お客さまが８（使用電力量の計量）（２）ロにより夜間蓄熱式機器を使用される場合または夜間蓄熱式機器および別表２（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定めるオフピーク蓄熱式電気温水器（以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。）のうち別表３（通電制御型蓄熱式機器）に定める通電開始時刻が制御可能な機器（以下「通電制御型蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合の料金は，基本料金および電力量料金の合計から，（３）によって算定された５時間通電機器割引額または（４）によって算定された通電制御型蓄熱式機器割引額を差し引いたものに，別表４（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また，電力量料金は，別表５（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表５（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表５（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表５（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（１）　基本料金

基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

| | |
|---|---|
| １契約につき最初の10キロボルトアンペアまで | 1,188円00銭 |
| 上記をこえる１キロボルトアンペアにつき | 399円60銭 |

（２）　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ　ピーク時間

| | |
|---|---|
| １キロワット時につき | 55円59銭 |

ロ　オフピーク時間

| | |
|---|---|
| 最初の90キロワット時までの１キロワット時につき | 21円02銭 |
| 90キロワット時をこえ220キロワット時までの１キロワット時につき | 27円83銭 |
| 220キロワット時をこえる１キロワット時につき | 30円00銭 |

ハ　夜間時間

| | |
|---|---|
| １キロワット時につき | 10円02銭 |

（３）　５時間通電機器割引額

５時間通電機器割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の５時間通電機器割引額は，半額といたします。

| | |
|---|---|
| ５時間通電機器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき | 194円40銭 |

なお，５時間通電機器の総容量（入力）の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（４）　通電制御型蓄熱式機器割引額

通電制御型蓄熱式機器割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の通電制御型蓄熱式機器割引額は，半額といたします。

| | |
|---|---|
| 通電制御型蓄熱式機器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき | 140円40銭 |

なお，通電制御型蓄熱式機器の総容量（入力）の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（５） 最低月額料金

（１）および（２）によって算定された基本料金と電力量料金との合計から（３）または（４）によって算定された５時間通電機器割引額または通電制御型蓄熱式機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表４（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

| | |
|---|---|
| １契約につき | 410円40銭 |

## ８ 使用電力量の計量

（１） 使用電力量の計量は，原則として各時間帯別に行ないます。この場合，それぞれの使用電力量の計量は，供給約款25（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。

なお，記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は，各時間帯ごとに，その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。

（２） 夜間蓄熱式機器の計量等

イ 特別の事情がある場合は，お客さまと当社との協議のうえ，夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱式機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また，当社は，夜間時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお，当社は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ　イに該当する場合で，お客さまが希望されるときは，当該夜間蓄熱式機器について，当社は，毎日午前１時から午前６時まで以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。（この場合，当該夜間蓄熱式機器を以下「５時間通電機器」といいます。）

なお，当社は，供給設備の状況により，５時間通電機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

ハ　イおよびロの場合で，当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，夜間時間に使用されたものといたします。

## ９　そ　の　他

（１）　この選択約款に定めのない規定については，次に定める場合を除き，供給約款の従量電灯Ｂにかかわる規定を準用するものといたします。

イ　当社は，供給約款27（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，オフピーク時間における料金適用上の電力量区分，５時間通電機器割引額，通電制御型蓄熱式機器割引額および最低月額料金の日割計算は，別表６（オフピーク時間における料金適用上の電力量区分等の日割計算の基本算式）によるものといたします。

ロ　最低月額料金の適用を受ける場合で，供給約款41（制限または中止の料金割引）に準じて割引を行なうときの割引の対象は，最低月額料金といたします。

（２）　この選択約款の実施上必要な細目的事項については，Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

# Ⅱ　実施細目

## 1　適用範囲

「ピーク時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要」とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

## 2　契約容量

（1）　お客さまと当社との協議により，使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が供給約款16（従量電灯）（1）イ（イ）に該当する場合にはその最大需要容量にもとづき契約容量を定めます。

なお，最大需要容量は，従量電灯Ａに準じてえた値といたします。

（2）　夜間蓄熱式機器を使用される場合で，夜間蓄熱式機器を除く最大需要容量が供給約款16（従量電灯）（1）イ（イ）に該当するときには，本則５（契約容量）（2）イの値は，その最大需要容量にもとづき（1）に準じて定めます。

## 3　夜間蓄熱式機器等にかかわる取扱い

（1）　夜間蓄熱式機器

イ　夜間蓄熱式機器とは，別表１（夜間蓄熱式機器）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

ロ　別表１（夜間蓄熱式機器）（1）の「主として夜間時間に通電する機能」とは，次の場合を含みます。

（イ）　お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

（ロ）　本則８（使用電力量の計量）（2）イまたはロの場合で，当社が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量

器を取り付けた場合

ハ　夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

ニ　当社は，別表１（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

（２）　オフピーク蓄熱式電気温水器

イ　オフピーク蓄熱式電気温水器とは，別表２（オフピーク蓄熱式電気温水器）に該当する貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能とをあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。

ロ　オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

ハ　当社は，別表２（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定めるオフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

（３）　通電制御型蓄熱式機器

イ　通電制御型蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

ロ　当社は，別表３（通電制御型蓄熱式機器）に定める通電制御型蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

（４）　５時間通電機器等に対する料金割引

イ　本則７（料金）（３）の適用を受ける夜間蓄熱式機器については，本則７（料金）（４）は適用いたしません。

ロ　５時間通電機器または通電制御型蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合は，５時間通電

機器割引額および通電制御型蓄熱式機器割引額は，別表６（オフピーク時間における料金適用上の電力量区分等の日割計算の基本算式）により日割計算をいたします。

ハ　通電制御型蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型蓄熱式機器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ニ　供給停止期間中の５時間通電機器割引額および通電制御型蓄熱式機器割引額については，別表６（オフピーク時間における料金適用上の電力量区分等の日割計算の基本算式）の「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。

なお，この場合，５時間通電機器割引額および通電制御型蓄熱式機器割引額は，まったく電気を使用しない場合のものといたします。

## ４　使用電力量の計量

（１）　「特別の事情がある場合」とは，従量電灯および選択約款の深夜電力または従量電灯および選択約款の第２深夜電力の適用を受けているお客さまが電灯ピークシフトプランに契約種別を変更される場合等，技術的，経済的にやむをえず別計量を希望される場合をいいます。

（２）　本則８（使用電力量の計量）（２）イおよびロの場合の各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに本則８（使用電力量の計量）（１）により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

## ５　そ　の　他

（１）　夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，供給約款56（計量器等の取付け）（１）にいう区分装置として取り扱うものといたします。

（２）　供給約款Ⅷ（工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は，契約容量が増加した

ものとして，従量電灯Ｂに準じて取り扱うものといたします。

（３） 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の別表６（オフピーク時間における料金適用上の電力量区分等の日割計算の基本算式）の「検針期間の日数」および「暦日数」は，次によります。

イ　検針期間の日数

（イ） 電気の供給を開始した場合は，開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

（ロ） 需給契約が消滅した場合は，消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ロ　暦 日 数

（イ） 電気の供給を開始した場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

（ロ） 需給契約が消滅した場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

# 附　　則

## 1　実 施 期 日

この選択約款は，平成27年４月１日から実施いたします。

## 2　10時間通電機器にかかわる特別措置

お客さまが，電気供給規程（昭和51年８月20日認可。）実施の際現に設置されている標準的な所要通電時間数が10時間の貯湯式電気温水器（以下「10時間通電機器」といいます。）を使用される場合は，当該10時間通電機器を取り外される日までの期間に限り，当社は，毎日午前８時から午後10時までの時間の電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けます。

なお，お客さまが10時間通電機器を取り外される場合は，あらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合，当社は，10時間通電機器を取り外される日に，この特別措置の適用を終了いたします。

## 3　延滞利息の適用開始までの取扱い

本則７（料金）および本則９（その他）については，料金の算定期間の最終日が平成29年３月31日以降となる料金に適用するものとし，料金の算定期間の最終日が平成29年３月30日以前となる料金については，次のとおりといたします。

（１）　料　　金

料金は，早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表４（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし，早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表４（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。ただし，供給約款26（料金の算定）（１）イの場合で，需給契約が消滅したとき

に（２）イ（イ）により日割計算をしてえた料金については，早収料金に別表４（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

イ　早収料金

早収料金は，基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし，お客さまが本則８（使用電力量の計量）（２）ロにより夜間蓄熱式機器を使用される場合または夜間蓄熱式機器およびオフピーク蓄熱式電気温水器のうち通電制御型蓄熱式機器を使用される場合の早収料金は，基本料金および電力量料金の合計から，（ハ）によって算定された５時間通電機器割引額または（ニ）によって算定された通電制御型蓄熱式機器割引額を差し引いたものといたします。また，電力量料金は，別表５（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表５（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表５（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表５（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ）　基本料金

基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

| | |
|---|---|
| １契約につき最初の10キロボルトアンペアまで | 1,188円00銭 |
| 上記をこえる１キロボルトアンペアにつき | 399円60銭 |

（ロ）　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

ａ　ピーク時間

| | |
|---|---|
| １キロワット時につき | 55円59銭 |

b　オフピーク時間

| | |
|---|---|
| 最初の90キロワット時までの１キロワット時につき | 21円02銭 |
| 90キロワット時をこえ220キロワット時までの１キロワット時につき | 27円83銭 |
| 220キロワット時をこえる１キロワット時につき | 30円00銭 |

c　夜間時間

| | |
|---|---|
| １キロワット時につき | 10円02銭 |

（ハ）　５時間通電機器割引額

５時間通電機器割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の５時間通電機器割引額は，半額といたします。

| | |
|---|---|
| ５時間通電機器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき | 194円40銭 |

なお，５時間通電機器の総容量（入力）の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（ニ）　通電制御型蓄熱式機器割引額

通電制御型蓄熱式機器割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の通電制御型蓄熱式機器割引額は，半額といたします。

| | |
|---|---|
| 通電制御型蓄熱式機器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき | 140円40銭 |

なお，通電制御型蓄熱式機器の総容量（入力）の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（ホ） 最低月額料金

（イ）および（ロ）によって算定された基本料金と電力量料金との合計から（ハ）または（ニ）によって算定された５時間通電機器割引額または通電制御型蓄熱式機器割引額を差し引いてえた金額が次の金額を下回る場合は，その１月の早収料金は，次の金額といたします。

| | |
|---|---|
| １契約につき | 410円40銭 |

ロ 遅収料金

遅収料金は，早収料金にその３パーセントを加えたものといたします。

（２） そ の 他

イ この選択約款に定めのない規定については，次に定める場合を除き，供給約款の従量電灯Ｂにかかわる規定を準用するものといたします。

（イ） 当社は，供給約款附則６（延滞利息の適用開始までの取扱い）(10)に準じて日割計算を行ない，早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。ただし，オフピーク時間における料金適用上の電力量区分，５時間通電機器割引額，通電制御型蓄熱式機器割引額および最低月額料金の日割計算は，別表６（オフピーク時間における料金適用上の電力量区分等の日割計算の基本算式）によるものといたします。

（ロ） 最低月額料金の適用を受ける場合で，供給約款附則６（延滞利息の適用開始までの取扱い）(17)に準じて割引を行なうときの割引の対象は，最低月額料金といたします。

ロ この選択約款の実施上必要な細目的事項については，Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

# 別　　表

## 1　夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは，次のいずれにも該当するものをいいます。

（1）　主として夜間時間に通電する機能を有すること。

（2）　（1）の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

## 2　オフピーク蓄熱式電気温水器

オフピーク蓄熱式電気温水器とは，ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し，お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって，夜間蓄熱式機器に該当しないものをいいます。

## 3　通電制御型蓄熱式機器

通電制御型蓄熱式機器とは，次の（1）または（2）に該当する夜間蓄熱式機器およびオフピーク蓄熱式電気温水器をいいます。

（1）　次のいずれにも該当する機能を有するもの。

イ　給水温度を検知できること。

ロ　イの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

ハ　ロの熱量から所要通電時間数を算出できること。

ニ　毎日の夜間時間（本則8〔使用電力量の計量〕（2）イの場合は通電時間といたします。）の終了時刻からハの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

（2）　（1）に準ずる場合で，当社が認めたもの。

## ４　再生可能エネルギー発電促進賦課金

（１）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

（２）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

（１）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

（３）　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に（１）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第３項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

## ５　燃料費調整

### （１）　燃料費調整額の算定

#### イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×$\alpha$＋Ｂ×$\beta$＋Ｃ×$\gamma$

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$＝0.1543

$\beta$＝0.1322

$\gamma$＝0.9761

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均

石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（イ）　１キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (26{,}000\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{（２）の基準単価}}{1{,}000}$$

（ロ）　１キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回り，かつ，39,000円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26{,}000\text{円}) \times \frac{\text{（２）の基準単価}}{1{,}000}$$

（ハ）　１キロリットル当たりの平均燃料価格が39,000円を上回る場合

平均燃料価格は，39,000円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (39{,}000\text{円} - 26{,}000\text{円}) \times \frac{\text{（２）の基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

| 平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|---|---|
| 毎年１月１日から３月31日までの期間 | その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年２月１日から４月30日までの期間 | その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年３月１日から５月31日までの期間 | その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年４月１日から６月30日までの期間 | その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年５月１日から７月31日までの期間 | その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年６月１日から８月31日までの期間 | その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年７月１日から９月30日までの期間 | その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年８月１日から10月31日までの期間 | その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年９月１日から11月30日までの期間 | 翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年10月１日から12月31日までの期間 | 翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間 | 翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間） | 翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間 |

ニ　燃料費調整額

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

（２）　基準単価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

| | |
|---|---|
| １キロワット時につき | 24銭1厘 |

（３）　燃料費調整単価等の掲示

当社は，（１）イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および（１）ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

## ６　オフピーク時間における料金適用上の電力量区分等の日割計算の基本算式

（１）　オフピーク時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第１段階料金適用電力量} = 90\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第１段階料金適用電力量とは，オフピーク時間における使用電力量のうち，最初の90キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第２段階料金適用電力量} = 130\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第２段階料金適用電力量とは，オフピーク時間における使用電力量のうち，90キロワット時をこえ220キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

（２）　５時間通電機器割引額または通電制御型蓄熱式機器割引額を日割りする場合

$$1\text{月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

（３）　最低月額料金を日割りする場合

$$1\text{月の最低月額料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

（４）　供給約款26（料金の算定）（１）ハに該当する場合は，（１），（２）および（３）の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$ といたします。

（５）　（１）に規定する日割計算後の第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

# 添　付　書　類

１　変更を必要とする理由

２　選択約款の変更の内容

中国電力株式会社

# 1　変更を必要とする理由

当社は，電気供給約款が平成27年２月５日届出により変更となったことにともない，本選択約款についても変更することといたしました。

つきましては，電気事業法第19条第12項の規定にもとづき，ここに平成26年１月15日届出の電灯ピークシフトプラン（選択約款）の変更を届け出る次第であります。

## ２　選択約款の変更の内容

電気供給約款の変更にともない，この選択約款の供給条件に対し必要となる変更を行ないました。